		(2010年3月現在)
分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)特定鳥インフルエンザ(病原体の血清亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう)	治癒するまで
※ 第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症から5日を経過し、かつ、解熱後2日 経過
	百日咳	特有の咳の消失、または5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療の終了
	麻しん	解熱後3日経過
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が良 好になる
	風しん	発しんの消失
	水痘	すべての発しんの痂皮化
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日経過
	結核	感染のおそれの消失
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれの消失
第 3 種	(前記以外の警戒を要する感染症) 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急 性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフ ス、パラチフス、その他の感染症	感染のおそれの消失まで
感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症および新感染症は規定にかかわらず、 第1種の感染症とみなす		治癒するまで